

東京医療保健大学における科学研究費補助金に係る間接経費取扱要項

(趣旨)

第1 東京医療保健大学(以下「本学」という。)における科学研究費補助金(以下「補助金」という。)に係る間接経費の取扱いに関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)その他の法令、通知に定めるところによる。

(定義)

第2 この要項において、「直接経費」とは、補助金による研究の遂行に直接必要な経費をいう。

2 この要項において、「間接経費」とは、補助金を効果的・効率的に活用できるようにするため、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を研究費(直接経費)に上積みして措置されたものであり、研究機関全体の機能の向上や補助金の交付を受けた研究代表者の研究環境の改善に資することを目的に導入された経費として、本学が使用する経費をいう。

3 この要項において、「補助事業者」とは、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会からの交付を受けた者をいう。

(間接経費の譲渡)

第3 研究代表者及び研究分担者(以下「研究代表者等」という。)は間接経費を本学に譲渡しなければならない。

(受入れ)

第4 学長は、間接経費の受入れを決定したときは、その決定の内容を経理財務部長及び研究代表者等に通知する。

(取扱い)

第5 間接経費は、学長の責任において適正に執行し、使途の透明性を確保しなければならない。

(使途)

第6 間接経費は、補助金による大学全体の機能の向上や研究の実施に伴う管理等に必要な経費に使用するものとし、その具体的使途については、学長が別に定める。

(使用実績報告)

第7 学長は、各年度終了後に間接経費の使用実績について、文部科学省に報告するものとする。

(雑則)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。